

## 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人食の安全・安心財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(評議員、非常勤理事及び監事に対する費用の支払い)

第3条

役員及び評議員に対し、その職務を行うために要する費用を理事長の定めるところにより支払うものとする。

(報酬等の支給)

第4条 財団は、理事長及び常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、年額2500万円以内とし、各年度の予算に定められた範囲以内において、理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が定めるものとする。
- 3 理事長及び常勤役員の報酬については、年額分を12ヶ月に分割して俸給月額として支給し、常勤役員には通勤手当を支給する。
- 4 退職手当は支給しない。

第5条 報酬の支給日、支給方法等は職員を対象とする給与規定に準ずる。

附 則

この規程は、平成24年3月28日に施行し、公益法人設立登記の日から適用する。